

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和元年5月31日

2. 回答を行った年月日

令和元年6月28日

3. 新事業活動に係る事業の概要

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：照会事業者

サービス利用者：照会事業者の社員、OB及びそれらの家族から以降、関東全域、全国の一般顧客へ拡大

コンサルティング：ファイナンシャルプランナー
(資産活用及び相続に関する相談、保険の見直し)

コールセンター：葬儀会社のコールセンターに委託

葬儀対応：お住まいの地域の葬儀会社へ依頼

公共料金解約手続き：引っ越し連絡帳、関連会社への委託(予定)

官公署の手続き：社会保険労務士に取次

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第98条第4項に基づく死亡の届出の作成及び提出代行などの社会保険労務士の独占業務
(オプションメニュー拡大時には他土業へも依頼予定)

(2) 事業概要

生前から寄り添い、死後に必要となる様々な手続きまでを行う。

〈事業の流れ〉

- ① 本サービス契約後、サービス料金の振込(振込手数料は顧客負担)と同時に社会保険労務士に支払う報酬を預かるスキームも可能とする。
- ② 生前に死後の手続きについて顧客の意向を確認する。
- ③ 顧客の訃報時は、遺族等から訃報の連絡をもらい役務を提供する。
※前述①のサービス料金振込において、社会保険労務士に支払う報酬を含めて振り込まれた場合には、照会事業者から当該社会保険労務士に報酬を支払う。
※この場合、社会保険労務士から顧客宛の領収書を受領し、後述④の完了報告の際に、その領収書を顧客(遺族等)に渡す。
- ④ 依頼された業務について完了報告を実施。
※遺族等に対し、完了報告を実施する。

(3) 社会保険労務士の業務について

死後に必要となる手続きには、厚生年金保険法第98条第4項に基づく死亡の届出の作成及び提出代行などの社会保険労務士法(昭和43年法律第89号。以下「法」という。)第2条第1項第1号から第2号までに基づく業務(以下「本件社労士業務」という。)がある(オプションメニュー拡大時には他土業へも依頼予定)ところ、本件社労士業務は、社会保険労務士法第27条において、社会保険労務士の独占業務である旨が定められている。

このため、照会事業者は本件社労士業務を受任・遂行することではなく、あくまで、社会保険労務士と顧客との契約が成立したことを条件に、当該社会保険労務士自身が受任・遂

行することを計画している。

照会事業者は顧客の希望に応じて社会保険労務士の取次を無償で行う。取次を行った場合、顧客は照会事業者へ社会保険労務士に対して必要な費用も一括して支払うことができるが、照会事業者は社会保険労務士から手数料を受けない（顧客には領収書または預かり証を発行するとともに、社会保険労務士へ顧客が契約した金額を支払う。）。また、社会保険労務士から取次による手数料も受けない。

4. 確認の求めの内容

＜照会事業者の考え＞

(1) 法第23条の2について

本件社労士業務に関与した社会保険労務士について、法第23条の2に該当するには、照会事業者が、法第26条又は法第27条に違反していることが前提となる。

したがって、照会事業者の行為が、法第26条又は法第27条に抵触するか否かを確認することで足りるが、後述のとおり、法第26条又は法第27条に違反しないことから、本件社労士業務を受任する社会保険労務士は法第23条の2に抵触しない。

(2) 法第26条について

照会事業者が本サービスを開始する際には、事業者名として照会事業者名を使用する。したがって、照会事業者は法第26条に抵触しない。

(3) 法第27条について

ア 照会事業者は顧客の希望に応じて社会保険労務士への取次を無償で行うが、本件社労士業務は、本件社労士業務に係る契約に基づいて社会保険労務士が受任・遂行し、照会事業者が本件社労士業務を受任・遂行することはない。

なお、本件社労士業務に係る契約は、顧客と社会保険労務士が契約書を取り交わすことによって締結する。

イ 照会事業者が顧客からサービス料の支払いを受ける際に、本件社労士業務に係る契約に基づき、社会保険労務士が得る報酬（予め社会保険労務士が明示した額）を併せて支払いたいと希望があった場合、サービス料に当該報酬を加えた費用の支払いを一括して受ける。その後、本件社労士業務の完了と共に、照会事業者は、顧客に代わって、本件社労士業務を受任・遂行した社会保険労務士に対してこれを支払う（支払代行）。

ウ 照会事業者が顧客から受領するサービス料には、本件社労士業務に対する対価、報酬、手数料などの名目の如何を問わず、照会事業者が得る金銭は一切含まれていない。

エ 以上のとおり、照会事業者の行為は、法第27条本文に定める「他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行う」ものではないことから、同条の規定に抵触していない。

5. 確認の求めに対する回答の内容

(1) 法第23条の2について

法第23条の2では、社会保険労務士が、法第26条又は法第27条の規定に違反する者から事件のあっせんを受けること又はこれらの者に自己の名義を利用させることを禁じている。したがって、照会事業者が法第26条又は法第27条の規定に違反する者でなければ、本件社労士業務を受任する社会保険労務士は、法第23条の2には抵触しないと解される。

(2) 法第26条について

照会事業者の現事業所名称は、社会保険労務士、社会保険労務士法人、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称ではなく、法第26条には抵触しないと解される。

(3) 法第27条について

照会事業者は、本件事業の一環として、顧客の希望に応じて、①社会保険労務士への取次業務及び②顧客から社会保険労務士への報酬の支払代行業務を行うこととしているが、法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を行うものではなく、また、いずれも無償で行うものであることから、法第27条には抵触しないと解される。

なお、上記回答は、今般照会のあった事業についてのみ判断したものであり、他の事業等における判断を示すものではない。

また、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではない。